

条 例 見 直 し 調 査

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	都市計画法第 34 条第 12 号の規定による開発許可等の基準を定める条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 63 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部建築指導課		
条 例 の 概 要	都市計画法第 34 条第 12 号に基づく市街化調整区域内における開発許可等の基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、都市計画法に基づき、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不相当と認められる開発行為等の許可基準を定めたものであり、都市的土地利用を制限している市街化調整区域における開発許可の申請及び審査に当たって必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例によって、開発許可対象を限定することにより、市街化調整区域における市街化の促進を防止しており、有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、市街化の促進を防止するため、法律や開発許可制度運用指針に則り一定の要件に適合する土地に関してのみ許可対象としており、過度な規制ではなく効率的なものとなっている。 なお、市街化調整区域の市街化を促進しない範囲で、本条例による許可が可能な建築物の用途を拡げることにより、開発審査会への附議を要していた開発許可の一部について、本条例に基づく許可が可能となり、事務処理の簡素化、処理日数の短縮化が図られる。	条例による許可件数 平成 19 年度 開発許可等: 138 件 平成 20 年度 開発許可等: 160 件
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例の目的は、市街化調整区域における市街化の促進の防止であり、「神奈川力構想」における「政策の基本方向」に適合している。 また、本条例に基づく許可により、今まで開発審査会へ附議していた案件が土木事務所限りで許可することができるため、事務処理が簡素化され、処理日数の短縮化が図られており、「行政システム改革基本方針」に適合している。	
	適法性 (憲法・法令に抵触しないか。)	本条例は、都市計画法に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	本条例による許可が可能な建築物の用途を拡げることにより、開発審査会への附議を経ず、本条例に基づく許可が可能となることから、事務処理の簡素化、処理日数の短縮化を図るため、許可が可能な範囲の見直しを検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無